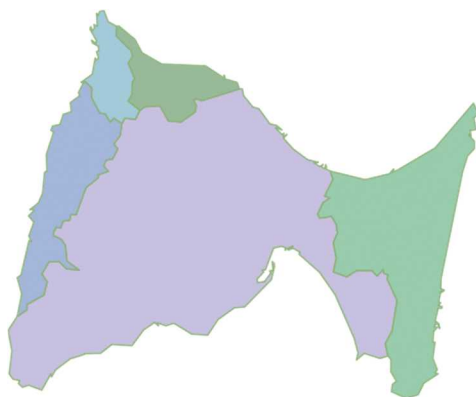

下北圏域5市町村 国土強靱化地域計画(案)



令和8年3月

青森県下北圏域5市町村



(むつ市 / 大間町 / 東通村 / 風間浦村 / 佐井村)

目次

第1章	地域計画の基本的な考え方	1
1.	地域計画策定の趣旨	1
2.	目指すべき将来の姿	1
3.	地域計画の位置づけ	2
4.	計画期間	4
第2章	地域を強靱化する上での目標及び方針の明確化	5
1.	基本目標	5
2.	事前に備えるべき目標	5
3.	基本方針	6
第3章	想定するリスク	7
1.	特性	7
2.	対象とする災害等	10
3.	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	14
第4章	脆弱性評価	16
1.	脆弱性評価の考え方	16
2.	脆弱性評価の実施手順	16
3.	脆弱性評価結果及び対応方策	16
4.	重点施策	16
5.	施策の推進	16
第5章	連携施策	17
1.	連携施策の考え方	17
2.	連携項目	17
第6章	計画の推進	19
1.	計画の推進	19
2.	計画の進捗管理	19
3.	計画の見直し	19

第1章 地域計画の基本的な考え方

1. 地域計画策定の趣旨

日本は、平成7年の阪神・淡路大震災、平成 23 年の東日本大震災、度重なる集中豪雨による水害・土砂災害の発生等数多くの災害に苛まれる度に、多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・社会的・文化的損失を被ってきた。国はそこから得られた教訓を踏まえ、様々な対策を講じて長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきた歴史を振り返り、「事後対策」を避け、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。))」を制定した。また、基本法第 10 条第1項の規定に基づき、平成 26 年6月に国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。))が閣議決定され、平成 30 年 12 月及び令和5年7月に改定されたところである。

青森県では「命と暮らしを守る青森県」を目指し、平成 29 年 3 月に「青森県国土強靱化地域計画(以下「県地域計画」という。))」を策定(令和元年 8 月追補版)、令和4年3月に改定し、国土強靱化基本計画と連携した強靱な地域づくりを推進しているところである。

国土強靱化を実効性のあるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や関係機関が連携して取り組むことが不可欠であることから、下北圏域5市町村(むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村)においても、令和3年に各団体において国の基本計画を踏まえた「国土強靱化地域計画」(以下「旧計画」という。))を策定し、各団体で地域の強靱化に取り組んでいるところである。そのような中、令和6年能登半島地震が発生し、道路寸断による孤立集落の発生等の半島地域特有の課題が明らかになった。下北圏域5市町村は、下北半島の先端に位置しているため、令和6年能登半島地震で明らかになった課題が同様に該当する蓋然性が高い。そのため、平時から5市町村が連携して強靱化に取り組むことにより、半島地域特有の課題を含め大規模災害時の被害を防止することが重要である。このことを踏まえ、旧計画の期間満了に合わせ、新たに下北圏域5市町村で国土強靱化地域計画を合同策定した。

2. 目指すべき将来の姿

本計画において住民の生命を守ることを最優先に、「孤立防止対策を進め、住民が安全・安心に暮らせる持続可能な下北圏域」を目指す。



孤立防止対策を進め、
住民が安全・安心に暮らせる持続可能な下北圏域



3. 地域計画の位置づけ

本地域計画は、国土強靱化基本法第 13 条*に基づく国土強靱化地域計画として策定し、国の基本計画及び青森県国土強靱化地域計画との調和及び連携を図る。

また、各市町村の総合計画等の関連計画*との整合を図るとともに、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとする。なお、基本計画に基づく地域計画は、事前の防災・減災により発生しうる最悪の事態に備え、甚大な被害を避ける実行計画であるが、地域防災計画は災害対策基本法に基づくものであり、災害時・災害後の応急対策や復旧・復興対策について定めたものである。いずれの計画も地域住民の命を守ることを最優先としており、それぞれの計画の目的に合わせて役割分担を図る。

* 国土強靱化基本法第 13 条

(国土強靱化地域計画)都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

* 総合計画等の関連計画

下北圏域の強靱化は本計画のみで成立するものではなく、市町村の総合計画、地域防災計画、県の半島振興計画、防災公共推進計画等の関連計画と密接に連携して推進する必要がある。

■ 関連計画一覧

団体名	計画名	策定・改定年月
青森県	下北地域半島振興計画	平成 27 年4月策定
	防災公共推進計画	平成 24、25 年策定
下北圏域共通	第3次下北圏域定住自立圏共生ビジョン	令和7年3月策定
	下北半島都市圏広域的な立地適正化の方針	令和5年8月公表
むつ市	総合経営計画	平成 29 年3月策定
	地域防災計画	令和6年2月修正
	公共施設等総合管理計画	令和4年3月改訂
	公営住宅等長寿命化計画	令和6年3月改訂
	公園施設長寿命化計画	令和7年3月策定
	舗装長寿命化修繕計画	令和6年4月策定
	学校施設の長寿命化計画	令和3年3月策定
	橋梁長寿命化修繕計画	令和7年4月策定
	耐震改修促進計画	令和3年3月改訂
	立地適正化計画	令和6年 11 月変更

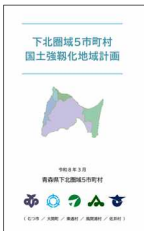
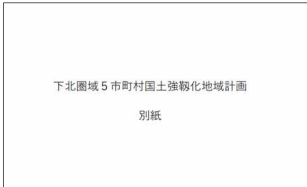
大間町	第6次総合計画	令和3年3月策定
	地域防災計画	令和6年3月改正
	公共施設等総合管理計画	令和4年3月改訂
	まち・ひと・しごと創生 総合戦略	令和7年5月策定
	学校施設の長寿命化計画	令和2年3月策定
	舗装長寿命化修繕計画	令和 7 年 2 月改定
	公営住宅等長寿命化計画	令和3年2月改定
	耐震改修促進計画	令和2年3月改定
	橋梁長寿命化修繕計画	令和5年3月改定
東通村	地域防災計画	令和6年3月修正
	津波避難計画	平成 28 年4月策定
	地域防災計画(原子力編)	令和6年2月修正
	公共施設等総合管理計画	令和4年3月改訂
	公共施設個別計画	令和3年3月策定
	村営住宅等長寿命化計画	令和2年3月改定
	橋梁長寿命化修繕計画	令和 5 年4月策定
	建築物耐震改修促進計画	令和3年3月改定
風間浦村	第1次総合計画	令和8年3月改訂
	地域防災計画	令和6年3月修正
	公共施設等総合管理計画	令和4年3月改訂
	公営住宅等長寿命化計画	令和8年3月改訂
	橋梁長寿命化修繕計画	令和5年1月更新
	耐震改修促進計画	令和8年3月改訂
	業務継続計画	令和6年8月改正
	過疎地域持続的発展計画	令和3年4月策定
佐井村	第 5 次長期総合計画	令和3年3月策定
	地域防災計画	令和3年6月修正
	公営住宅等長寿命化計画	令和2年2月策定
	橋梁長寿命化修繕計画	令和7年4月改訂
	耐震改修促進計画	令和2年2月策定

なお、本計画は下北圏域5市町村が合同策定した計画本編(本資料)とその別紙、各団体が個別に策定した付属資料により構成される。

計画本編では5市町村に共通する部分である、目指すべき将来の姿、想定災害、起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)、脆弱性評価の方法、5市町村が連携して取り組む施策の概要等を示している。別紙では連携施策の詳細として対応方策や指標等を示しており、進捗状況を踏まえて5市町村合同で定期的に更新する予定である。

付属資料では市町村ごとに取り組む施策の対応方策や指標等を示しており、進捗状況を踏まえて市町村ごとに定期的に更新する予定である。

■ 下北圏域5市町村国土強靱化地域計画の構成

5市町村が合同で策定				
 本編		 別紙		
市町村ごとに策定				
むつ市	大間町	東通村	風間浦村	佐井村
 付属資料	 付属資料	 付属資料	 付属資料	 付属資料

※合同策定したものは合同で、市町村ごとに策定したものは市町村ごとに改定する。

4. 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

なお、計画期間内において、計画の適切な進行管理及び社会情勢等の変化の把握に努め、必要に応じて計画の見直しを行う。

第2章 地域を強靱化する上での目標及び方針の明確化

基本計画及び青森県国土強靱化地域計画との調和を図りながら、強靱化を推進する上での目標を明確化するために4項目の「基本目標」と、基本目標を達成するために「事前に備えるべき目標」を設定する。

さらに、「基本目標」と「事前に備えるべき目標」を踏まえ、本計画の「基本方針」を設定する。

1. 基本目標

いかなる災害が発生しようとも、以下の4項目を基本目標として、安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進する。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 地域住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

参考：国の基本計画の場合

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

参考：青森県国土強靱化地域計画の場合

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

2. 事前に備えるべき目標

地域住民の命を守ることを最優先に考え、地域の実情や特性を踏まえて基本目標を達成するために必要となる「事前に備えるべき目標」は次のとおりとする。

- ① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する

- ④ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- ⑥ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3. 基本方針

防災・減災、国土強靱化を推進するために以下の「基本方針」を設定した。

● 適切な施策の組み合わせ

- ① ハード施策とソフト施策を適切に組み合わせること
- ② 自助・共助・公助を適切に組み合わせること（自助：自分で自分を助けること 共助：家族、企業や地域コミュニティで共に助け合うこと 公助：行政による救助・支援）
- ③ 非常時のみならず平時にも有効活用できる対策とすること

● 効果的かつ効率的な施策の推進

- ① 社会情勢の変化や災害の頻発化・激甚化を踏まえた効果的かつ効率的な施策の推進を図ること
- ② 国・県の施策、既存の社会資本、民間資金の活用を図ること

● 地域特性を踏まえた施策の推進

- ① 地域特性や実情を踏まえた施策の推進を図ること
- ② 寒冷多雪地域であることを踏まえ、冬期間における災害発生を念頭においた対策とすること
- ③ いかなる場合でも下北圏域の孤立を回避する対策を講じること
- ④ 強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること
- ⑤ 女性、高齢者、こども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じること
- ⑥ 環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然との共生を図ること

第3章 想定するリスク

1. 特性

(1) 自然的特性(位置、地勢、気候)

下北圏域は、青森県の太平洋側から北へ突き出した下北半島の北部に位置し、本州最北端である。津軽海峡の最狭部約 20km を隔てて北海道と、平館海峡を挟んで津軽半島と対峙している。陸地は、下北丘陵等なだらかな台地が広がる東部と恐山山地が広がる山がちな西部に大きく分けられる。

気候について、東部は太平洋型気候に属し、春の終わりから夏にかけての偏東風(ヤマセ)が吹く時期には低温、日照不足の日が続く。また、西部は日本海型気候に属し、11 月から3月まで北西の季節風が降雪をもたらす。全体的に県内日本海側地域(津軽地域)より降雪量は少なめで、年平均気温も低い。

周囲を太平洋・津軽海峡・平館海峡・陸奥湾といった海に囲われ、内陸と接続する主要道路は太平洋沿岸の国道 279 号及び陸奥湾沿岸の国道 338 号のみ(下北半島縦貫道路を整備中)である。このような半島性を有する地形であるため、大規模地震や風水害に伴う土砂災害等により主要道路が通行止めとなった場合、圏域全体が孤立し、内陸からの物資支援を受けられない等のリスクがある。

■ 過去に発生した災害における被害状況



(2) 社会経済基盤等

【道路】

- 一般国道 — 国道 279 号、国道 338 号
- 整備中の主要幹線道路 — 地域高規格道路下北半島縦貫道路
※むつ市内においては、むつ南バイパスが令和8年3月14日に開通となり、むつ市奥内からむつ市中野沢の区間については未着手区間となっている。
- 青森県道(主要地方道) — 県道4号(むつ恐山公園大畑線)、県道6号(むつ尻屋崎線)、県道7号(むつ東通線)、県道 46 号(川内佐井線)、県道 174 号(長坂大湊線)、県道 177 号(海老川新町線)、県道 248 号(尻労小田野沢線)、県道 253 号(長後川内線)、県道 266 号(関根蒲野沢線)、県道 284 号(薬研佐井線)

【鉄道】

- JR大湊線(野辺地駅にて青い森鉄道と接続)

【バス】

- 路線バス — 下北交通株式会社、JR バス東北株式会社、有限会社むつ車体工業、有限会社脇野沢交通

【港湾・航路】

- 地方港湾 — 大湊港、川内港、大間港
 - ・フェリー定期航路 — 脇野沢～蟹田間
大間～函館
- 漁港 — 浜奥内漁港、角違漁港、桧川漁港、宿野部漁港、蛸崎漁港、小沢漁港、脇野沢漁港、九艘泊漁港、佐井漁港、原田漁港、矢越漁港、磯谷漁港、長後漁港、福浦漁港、牛滝漁港、材木漁港、奥戸漁港、小奥戸漁港、大間漁港、下手浜漁港、下風呂漁港、易国間漁港、蛇浦漁港、桑畑漁港、木野部漁港、大畑漁港、正津川漁港、関根漁港、石持漁港、野牛漁港、岩屋漁港、尻屋漁港、尻労漁港、小田野沢漁港、白糖漁港

【エネルギー関連施設】

- 原子力関連施設
 - ・東通原子力発電所
 - ・使用済燃料中間貯蔵施設
 - ・大間原子力発電所(建設中)

(3) 人口

【人口推移】

下北圏域5市町村の総人口は、平成 17 年以降一貫して減少しており、令和 32 年には平成 27 年比で2分の1に減少する見通しである。また、少子高齢化が進行しており、年少人口1人に対する老年人口は平成 27 年が約 2.6 人であるのに対し、令和 32 年では約 8.2 人となる見通しである。このような人口減少、少子高齢化により、強靱化の各分野における担い手不足等が課題となっている。

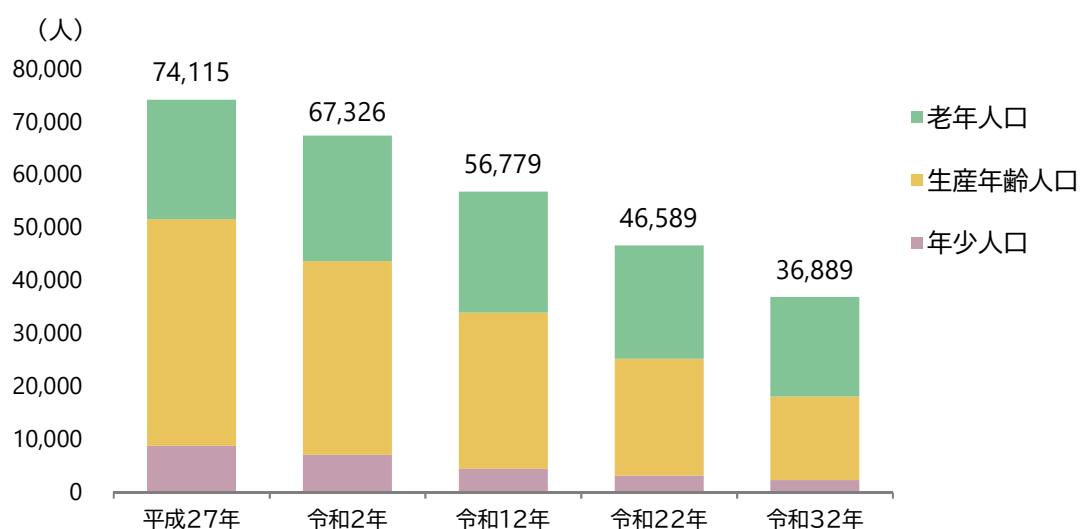
■ 下北圏域 5市町村の年齢3区分別人口の推移

年度	平成 27 年	令和 2 年	→ 推計値			増減 (平成 27 年-令和 32 年)	
			令和 12 年	令和 22 年	令和 32 年		増減率
年少人口 (15歳未満)	8,752	7,097	4,445	3,167	2,281	▲6,471	▲73.9%
生産年齢人口 (15~64 歳)	42,810	36,537	29,464	22,065	15,812	▲26,998	▲63.1%
老年人口 (65 歳以上)	22,553	23,692	22,870	21,357	18,796	▲3,757	▲16.7%
総人口	74,115	67,326	56,779	46,589	36,889	▲37,226	▲50.2%

出典：国勢調査(平成 27 年－令和2年)、国立社会保障・人口問題研究所(令和 12 年－令和 32 年)

※年齢不詳の人数は含まない。

■ 年齢 3 区分別人口の推移



2. 対象とする災害等

国の基本計画においては、大規模自然災害を対象としている。下北圏域においても国の基本計画と同様に「大規模自然災害」を「想定するリスク」として設定する。

「起きてはならない最悪の事態」の設定に当たっては、これまで県内において発生した災害による被害や、最新の被害想定調査の結果のほか、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害の発生可能性についても配慮する。

また、大規模自然災害に起因する二次災害についても対象とする。

参考として、これまでに県内において発生した自然災害による被害等について、以下に掲載する。

(1) 地震・津波

災害名 (発生年月日)	震度	死傷者等
十勝沖地震 (S43.5.16)	マグニチュード 7.9	死者 46 名 行方不明者 2 名 負傷者 671 名
日本海中部地震 (S58.5.26)	マグニチュード 7.7	死者 17 名 負傷者 25 名
三陸はるか沖地震 (H6.12.28)	マグニチュード 7.5	死者 3 名 負傷者 783 名
東北地方太平洋沖地震 (H23.3.11)	マグニチュード 9.0	死者 3 名 行方不明者 1 名 負傷者 95 名

〈青森県地震・津波被害想定調査〉

県は、青森県周辺の太平洋沖合、日本海沖合、内陸直下の各々の領域に最大クラスの地震を想定し、人的被害及び建物被害等の調査を行った。

名称	日本海溝 地震	千島海溝 地震	太平洋側 海溝型地震	日本海側 海溝型地震	内陸直下型 地震
最終調査年度	令和3年	令和3年	令和3年	平成 27 年	平成 24 年・ 平成 25 年
モーメントマグ ニチュード*	9.1	9.3	9.0	7.9	6.7

考え方		平成 24 年・25 年度調査において設定した県独自モデル(太平洋側海溝型地震)、令和2年に国から被害想定が示された日本海溝(三陸・日高沖)モデル及び千島海溝(十勝・根室沖)モデルの3地震について、地域ごとの被害が最大となるモデルを設定 (出典:青森県ホームページ「令和3年度青森県地震・津波被害想定調査(太平洋側海溝型地震)」)	「日本海における大規模地震に関する調査検討会(国土交通省)」で設定された震源モデルのうち、「平成 26 年度津波浸水想定調査(青森県)」において採用した 4 つの断層を震源モデルとして設定	「青森湾西岸断層帯の活動性及び活動履歴調査(産業総合研究[2009])」により入内断層北に海底活断層が推定されたことから、震源モデルを設定
概要 想定被害の	最大震度	6 強	6 強	7
	死者数	約 53,000 人(冬 18 時の場合)	約 6,900 人	約 2,900 人

*モーメントマグニチュード

岩盤のずれの規模(ずれ動いた面積×ずれた量×岩盤の硬さ)により計算される)

令和3年度青森県地震・津波被害想定調査(太平洋側海溝型地震)によると、下北圏域では建物被害が 13,350 棟、死者数が 6,480 人、避難者数は 35,560 人の想定である。令和2年における下北圏域の総人口が 67,326 人であることを踏まえると、住民の半数以上が避難する事態が想定される。

	建物被害 (全壊棟数)	人的被害 (死者数)	ライフライン被害			避難者数 (1日後)
			上水道 断水人口	下水道 機能障害人口	電力 停電影響人口	
むつ市	9,600	4,700	35,000	12,000	41,000	30,000
大間町	800	340	2,900	2,500	3,500	2,000
東通村	1,300	830	3,800	650	5,000	1,500
風間浦村	1,300	530	1,300	-	1,400	1,200
佐井村	350	80	1,000	700	1,100	860
計	13,350	6,480	44,000	15,850	52,000	35,560

※冬 18 時の場合(ライフライン被害は冬深夜の場合)の想定

〈令和6年能登半島地震〉

令和6年1月1日に能登半島地震が発生し、下北圏域と同様に半島性を有する能登地域を中心に、死者 634 名(うち災害関連死 406 名)、負傷者 1,398 名、住宅被害 165,186 棟の甚大な被害が生じた(令和7年8月5時点)。

ライフラインの被害として、電柱の倒壊や断線等による最大約4万戸の停電、配水管破損や管路破損等による最大約 136,440 戸の断水、携帯電話事業者4社の合計 839 基地局の停波による通信障害が発生した。また、道路の崩落、土砂崩れ、ひび割れ等により通行止めが多発し、支援物資の運搬や復旧作業に支障が生じるとともに、33 地区最大 3,345 人が支援を受けられない孤立状態に陥った。

このように、本災害は、交通経路の途絶による孤立の発生等、半島地域特有の課題が明らかになったことが特徴的である。国の令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポートでは、本災害により明らかになった半島地域特有の災害対応上の課題として以下を示している。

- 被災地の状況把握の困難性
- 被災地への進入・活動の困難性
- 過疎地域かつ高齢者等の要配慮者が多数存在
- 被災地支援活動拠点の確保困難性
- 積雪寒冷対策の必要性
- インフラ・ライフラインの復旧に時間を要したこと等に伴う影響

大規模災害発生時に、下北圏域において上記の課題が生じないよう、平時から強靱化施策を推進する必要がある。

(2) 風水害

台風や暴風雨による被害として、堤防の決壊や河川の氾濫等による住家の全半壊や床上・床下浸水等の建物被害、道路冠水、教育・福祉施設、商工業関係等への被害、倒木等による交通障害、公共施設への被害等が想定される。

これらが複合的に重なった場合、甚大な被害が発生する可能性が考えられる。

〈令和3年8月9日からの大雨〉

令和3年8月豪雨では、県内の住家被害が全半壊 57 棟、一部破損268棟となり、下北圏域にも甚大な被害をもたらした。むつ市大畑地区を中心に、河川・水路の氾濫、斜面崩落による道路の通行止め、小赤川橋の崩落、家屋や生産施設の建物被害等が発生した。また、むつ市赤川地区、風間浦村桑畑地区、下風呂地区では、落橋や土砂崩れによる国道寸断により、一時的に孤立集落が発生した。

孤立集落に対しては、国土交通省が所有する港湾業務艇「つがる」を活用し、人員や生活に必要な物資等の海上輸送が行われた(船舶は大畑漁港(むつ市)、下風呂漁港(風間浦村)、易国間漁港(風間浦村)間を往来し、10 日間で 22 回の輸送を実施)。また、国道 279 号の延長 10.4km の通行不能区間については、被災後直ちに、地元建設業者が復旧作業に着手し、被災後6日で緊急車両の通行が可能となった。落橋した小赤川橋は、被災後7日で国土交通省が保有する応急組立脚が設置され、緊急車両の通行が可能となった。

下北圏域で特に大きな被害を受けた風間浦村へは、近隣市町村による物資輸送や人員派遣

等の支援が行われた。大間町の地元消防団は被災民家で泥出しの支援を行った。また、大間町から風間浦村へ漁船を活用した物資輸送が実施された。東通村は、村内の備蓄物資をプッシュ型で迂回経路により風間浦村へ輸送した。むつ市は、風間浦村の避難所への職員派遣や下水車の手配を実施した。市町村間の連携は、首長同士の情報共有及び各団体におけるトップダウンでの意思決定により実現された。

(3) 暴風雪・豪雪被害

平成 24 年2月に発生した暴風雪により国道 279 号の約 39km(むつ市大曲～野辺地町有戸間)の全面通行止めは約 20 時間にわたり続き、約 400 台の車両が立ち往生する大規模交通障害をもたらした。国道 338 号(奥戸地区)でも、車両が立ち往生する大規模交通障害が発生した。

青森県では、国道 279 号の冬季安全対策に取り組むため、むつ市～野辺地間の降雪量・吹雪量を予測する「国道 279 号冬期交通障害予測システム」の運用を平成 24 年 12 月から開始し、視程障害の発生レベルを「注意レベル」、「警戒レベル」の2段階に設定することで、早期の監視・除雪の整備を図る態勢を構築している。

また豪雪の災害リスクとして、雪の重みによる家屋等の建物被害や倒木、それに伴う道路閉鎖、送電線の切断による停電等が想定され、それらが複合的に重なった場合、甚大な被害が発生する可能性が考えられる。

3. 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

「事前に備えるべき目標」に対して 30 の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等に伴う大規模津波による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)
		1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊等)等による多数の死傷者の発生
		1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
		1-7	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う大規模津波と大雨や台風による河川氾濫・高潮・市街地浸水が同時又は連続的に発生することによる多数の死傷者の発生
		1-8	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う大規模津波と暴風雪や豪雪等が同時又は連続的に発生することによる多数の死傷者の発生
		1-9	原子力関連施設の被災・事故等と大雨・台風や暴風雪・豪雪等の同時発生による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生

3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下
		4-2	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う津波による高圧ガス施設・原子力関連施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS 等、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5	基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

第4章 脆弱性評価

1. 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害による被害を回避するための対策(施策)や、現状の社会経済システムのどこに問題があるかについて把握するため「脆弱性評価」を行う。

2. 脆弱性評価の実施手順

- 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)を回避するための施策を抽出し、その達成度や進捗を把握し、現状の脆弱性を総合的に分析・評価した。
- 現状で把握できるデータや施策の進捗状況等を踏まえて分析・評価を行った。
- 施策の達成度を示す「重要業績評価指標(KPI)」を参考値として活用した。

3. 脆弱性評価結果及び対応方策

「脆弱性評価」の結果を踏まえ、今後必要となる施策を検討し「対応方策」として整理した。
脆弱性評価結果及び対応方策は、各市町村の「付属資料」に取りまとめている。

4. 重点施策

限られた資源・財源の中で、国土強靱化の取組を効率的・効果的に推進するためには、優先度の高い施策に重点化を図る必要がある。

リスクシナリオへの影響・効果の大きさ、緊急性や自助・共助の推進といった観点から優先度を総合的に判断し、重点的に取り組む分野・施策を選定した。

選定結果は、各市町村の「付属資料」に取りまとめている。

5. 施策の推進

本計画に基づき実施される具体的な事業については各市町村の「付属資料」に明記する。なお、「付属資料」は、各事業の実施状況に合わせて更新する。

第5章 連携施策

1. 連携施策の考え方

下北圏域は下北半島の先端に位置するため、災害により交通経路が途絶した場合、他地域から下北圏域へのアクセスが困難となり、水、食料、物資、医療、福祉等の支援を受けられなくなるリスクがある。

令和6年能登半島地震では、下北圏域と同様に半島性を有する能登地域が被災し、地理的特徴により状況把握の難航や孤立集落発生等が生じた。下北圏域において令和6年能登半島地震と同規模又はそれ以上の規模の災害が発生した際に、同様の被害や課題が発生しないよう、各種対策を講じる必要がある。特に、半島特有の事象である孤立による支援不足等を想定し、下北圏域5市町村が連携して地域内の強靱化を推進する必要がある。

2. 連携項目

下北圏域の国土強靱化の推進に向け、5市町村が取り組む連携項目は以下のとおりである。これらの項目は、特定の市町村が独自に取り組むものではなく、5市町村が連携し横断的に取り組むことにより、下北圏域に共通する地域課題の解決を目指すものである。

連携施策の推進状況は、別紙に取りまとめている。

■ 5市町村が取り組む連携項目

連携項目	概要
孤立集落発生時の支援体制の構築	下北圏域では、半島という地理的条件に加え、山間・沿岸部が混在し、基幹道路が限られていることから、地震による橋梁崩落、津波による道路浸水、大雨による土砂崩れ等の発生により、災害時に孤立集落が多数発生することが予想される。孤立が長期化すると、災害関連死の増加にもつながる。 そのため、孤立集落発生時において、国・県・隣接市町村から海路による人員派遣・物資輸送等の支援が行える体制を構築する。また、道路啓開による陸路の確保や空路を活用した支援も検討し、孤立集落が多数発生した場合においても被災者に確実に支援が届くようにする必要がある。
広域避難体制の強化	自団体の避難施設が被災した場合に、住民や観光客が隣接市町村の避難施設へ避難することが予想される。 そのため、自団体の避難施設における隣接市町村からの避難者の受け入れ体制の確保、隣接市町村の避難施設への避難経路（陸路以外も含む。）及び避難手段（地域公共交通等）の確保等を行い、住民や観光客が市町村を超えて避難できる体制を構築する必要がある。

連携項目	概要
広域的な物資支援体制の強化	災害時に大量の避難者が発生した場合や災害により備蓄の一部が消失した場合等は、地域内で必要な物資が不足することが予想される。 そのため、平時から各市町村における備蓄体制を強化するとともに、災害時は市町村間で物資を共有する仕組みを構築する等、広域的な連携体制を強化する必要がある。
建設、医療、福祉分野における人材確保	建設、医療、福祉分野における人材不足により、災害時に被害箇所の応急対応が迅速に進まず二次被害が発生したり、十分な医療・福祉サービスを受けられず災害関連死が発生したりするおそれがある。 そのため、下北圏域全体で人材確保・育成や IT 技術の活用を進めるとともに、災害時には市町村間で人員を派遣し、支援し合う体制を確保する必要がある。
災害時における市町村間の情報共有の強化	災害時には災害情報、被害情報、災害対応状況等の多様な情報が錯綜し、行政の意思決定の遅れや災害対応の停滞につながることもある。また、被災状況によっては、人員不足や被災地へのアクセスの困難性により必要な情報を入手できない事態も考えられる。 そのため、平時から5市町村や関係機関が連携した情報伝達訓練を実施する等により、災害時に密接な情報共有を行い、正確かつ迅速な状況把握、意思決定等を行えるようにする必要がある。

第6章 計画の推進

1. 計画の推進

計画の推進に当たっては、各市町村において全庁的に取り組むことはもとより、第5章の連携項目をはじめ広域連携が必要な施策については、下北圏域5市町村が連携して取り組んでいく。

また、災害時を想定した避難計画の作成や避難経路の確認等の防災意識の向上・防災教育の推進、公共施設以外の施設の耐震化・老朽化対策の促進等の市町村だけでは推進が困難な施策については、青森県や住民・民間事業者等とも連携し、地域社会が一丸となって取り組んでいく必要がある。

平時から様々な取組を通じた関係構築を進めていくとともに、効果的な施策の推進につなげていく。

2. 計画の進捗管理

施策の進捗管理や効果を検証するため、それぞれの施策に重要業績評価指標(KPI)を設定し、市町村ごとに適宜評価及び進捗管理を行う。施策の進捗状況や各種取組結果等を踏まえ、見直しや改善、必要となる予算の確保等を行いながら、国土強靱化を進めていく。

また、第5章の連携項目については、市町村ごとではなく下北圏域5市町村が一体で推進及び評価を行う必要がある。そのため、毎年、下北圏域5市町村が共同で進捗状況の把握・共有や課題の振り返りを行い、進捗管理を行うものとする。

3. 計画の見直し

今後の社会情勢の大きな変化や考慮すべき自然災害のリスクの変化、国や県等の強靱化に関する施策の取組状況、施策の進捗状況等を考慮しつつ、計画期間中であっても必要に応じて対応方策や事業の見直しを行うものとする。

なお、本計画は、他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけられるものであることから、国土強靱化に関係する他の計画については、それぞれの計画の見直しや改定等の時期に合わせて必要となる検討を行い、本計画との整合を図るものとする。

【参考】

■ 下北圏域5市町村国土強靱化 地域計画合同策定までの経緯

年月日	概要	主体
H25.12.11	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法 制定	国
H26.6.3	国土強靱化基本計画 策定	国
H27.12.28	むつ市国土強靱化地域計画 策定	むつ市
H29.3	青森県国土強靱化地域計画 策定	青森県
H30.12.14	国土強靱化基本計画 改定	国
R1.8	青森県国土強靱化地域計画(追補版) 策定	青森県
R3.1	第2期むつ市国土強靱化地域計画 策定	むつ市
R3.1	東通村国土強靱化地域計画 策定	東通村
R3.3	大間町国土強靱化地域計画 策定	大間町
R3.3	風間浦村国土強靱化地域計画 策定	風間浦村
R3.3	佐井村国土強靱化地域計画 策定	佐井村
R4.4	青森県国土強靱化地域計画 改定	青森県
R5.7.28	国土強靱化基本計画 改定	国
R7.5.7	下北圏域5市町村 キックオフ会議	下北圏域
R7.6.6	第1次国土強靱化実施中期計画 策定	国
R7.6.24	第1回策定委員会	下北圏域
R7.8.28	第2回策定委員会	下北圏域
R7.11.11	第3回策定委員会	下北圏域
R7.12.15	第4回策定委員会	下北圏域
R8.3	下北圏域5市町村国土強靱化地域計画 合同策定	下北圏域